

LAW FIRM PROFILE



ONE ASIA
LAWYERS



CONTENTS

- ◆はじめに
- ◆事務所の特徴
- ◆事務所の体制
- ◆顧問契約
- ◆主な業務内容

M&A

統括会社設立・アジア子会社再編

不動産

紛争解決

労働法

コンプライアンス対応・不正調査

ファイナンス

知的財産

ベンチャー企業支援

アジア移住支援・ウェルスマネージメント

◆各ファームの紹介

シンガポール・メンバー・ファーム

タイ・メンバー・ファーム

マレーシア・メンバー・ファーム

ベトナム・メンバー・ファーム

インドネシア・メンバー・ファーム

フィリピン・メンバー・ファーム

カンボジア・メンバー・ファーム

ラオス・メンバー・ファーム

ミャンマー・メンバー・ファーム

南アジア・メンバー・ファーム

オーストラリア／ニュージーランド メンバー・ファーム

日本メンバー・ファーム

東京・大阪・福岡・京都

◆はじめに

日本・ASEAN＋南アジア＋オセアニアをつなぐ ワン・ストップの法律の プラットフォームを創造いたします。

ASEAN＋南アジア＋オセアニア諸国の経済発展・人口増加等に伴い、ASEAN＋南アジア＋オセアニア諸国に展開する日本企業が増加しています。弁護士法人One Asia（One Asia Lawyers）は、ASEAN＋南アジア＋オセアニア各国の法律に関するアドバイスを、シームレスに、一つの法律事務所（ワン・ファーム）として、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初のASEAN＋南アジア＋オセアニア法務特化型の法律事務所です。

当事務所メンバーは、ASEAN＋南アジア＋オセアニア各国での業務経験を積み、ASEAN＋南アジア＋オセアニア各国の法律実務に精通した専門家で構成されています。ASEAN＋南アジア＋オセアニア各国にファーム・メンバーファームを構えることにより、日本を含めた各ファームからASEAN＋南アジア＋オセアニア各国の法律を一括して提供できる体制を整えることに注力しております。

◆ 事務所の特徴

ASEAN＋南アジア＋オセアニア全域のアドバイスを、ワン・ストップで、ワン・ファームとして提供いたします。

ASEAN経済共同体（ASEAN Economic Community、AEC）などの進展に伴い、日本企業はASEAN＋南アジア＋オセアニア全域を一つのビジネス圏として捉え始めています。One Asia Lawyersは、そのようなASEAN＋南アジア＋オセアニア各国に展開する日本企業のニーズに答えるため、ASEAN＋南アジア＋オセアニア全域の法律を、あたかも「一つの法域」かのように捉え、「ワン・ファーム」として一括して、ASEAN＋南アジア＋オセアニア各国のアドバイスを提供するためのプラットフォームを創り上げております。

このため、クライアントがASEAN＋南アジア＋オセアニアそれぞれの法域において、別々の事務所を起用する必要性を排除し、「一つの窓口」でASEAN＋南アジア＋オセアニア各国のアドバイスを受けることが可能です。

現地弁護士と日本人弁護士が綿密に協働してアドバイスを提供いたします。

One Asia Lawyersにおいては、ASEAN＋南アジア＋オセアニア現地法のアドバイスを提供できる体制を整えていることはもちろん、ASEAN＋南アジア＋オセアニア各国に日本人弁護士・スタッフを配置し、日本語でサービスを提供できる体制を整えております。

現地日本人弁護士・スタッフは、ASEAN＋南アジア＋オセアニア各国の弁護士とのコミュニケーションを行う役割にとどまらず、ASEAN＋南アジア＋オセアニア各国に自ら身を置き、自身でASEAN＋南アジア＋オセアニア各国の法律の研究、実務経験を積んでおります。そのため、法律の知識に裏打ちされながらも、現地の商慣習、実務慣行などを理解した上で、現地に根付いたプラクティカルなアドバイスを提供することが可能です。

ASEAN＋南アジア＋オセアニアの社会の発展に貢献いたします。

日本社会に貢献するだけでなく、我々はASEAN＋南アジア＋オセアニアの社会に貢献致します。ASEAN＋南アジア＋オセアニア諸国の発展のため、ASEAN＋南アジア＋オセアニア諸国の法律家の受容れ、育成、ASEAN＋南アジア＋オセアニア諸国における無料法律相談の実施、ASEAN＋南アジア＋オセアニアのロースクール・法律事業への寄付・支援活動などを積極的に行います。

ASEAN＋南アジア＋オセアニア各国の法制度は、未発展な分野、又は法律が制定されていても実務の運用が積み重ねられていないケースもあります。法律の整備や適切な運用に向けた教育、普及活動に日本人弁護士、専門家として、貢献していきたいと強く考えています。

クオリティ・スピード・フィーの3つの要素にとことんこだわったサービスを提供いたします。

One Asia Lawyersは、クライアントのASEAN＋南アジア＋オセアニア各国での成長を支援するため、クオリティ、スピード、フィーの3つの要素にこだわった法律業務を提供致します。

1 クオリティ

クライアントの長期的な利益の最大化のため、多角的観点から、考え抜く組織を目指します。法律事務所の最も重要な資産は、知識、思考能力を有したスタッフですが、全てのスタッフはクライアントの利益の最大化、問題の解決のために、「考え抜く」ことにこだわります。そのため、我々は、人の教育、知識の集積・研鑽に、とことん投資をする組織を目指します。また、「考え抜く」際には、様々な視点、種々の観点から考えることにこだわります。国籍、性別、年齢、経験の異なったチームメンバーを組み込み、異なった視点からの意見を集約し、合議を行うことにより、最も適切な解決策を追求します。

2 スピード

誰よりも早く回答する。現在の目まぐるしく変化するビジネス環境において、スピードは法律サービスのコアです。スピードを追求するためにも、普段から研鑽を積み、圧倒的な知識の集約、研鑽、業務の効率化を図ります。また、クライアントの緊急の問題に答えるため、常にコンタクトができる専門家を目指し、コンタクトのしやすい法律事務所を目指します。

3 フィー

ASEAN＋南アジア＋オセアニア現地で成長するために、コストの意識は欠かせません。そのため、適切なフィーでサービスを提供いたします。そして、そのためのコスト削減のための努力を欠かしません。

日本の法律家の真の国際化のための支援活動を行います。

日本の法曹業界は、国際化の波を受け、大きく変動しています。One Asia Lawyersは、日本の法曹界の発展のため、アジア各国のファームにおけるインターン生の受け入れ、講演活動、シンガポール法などのアジア各国の法曹資格の取得支援活動などを通じて、日本の法律家の真の国際化の支援活動を行います。

また、私達のターゲットクライアントは、日系企業のみならず、非日系クライアントへのアプローチを積極的に進めて参ります。日本人弁護士が、ASEAN＋南アジア＋オセアニア各国のローカルの弁護士よりも各国の法律を研究し、きめ細かな業務を行うことで、日本人弁護士の活動領域を広げ、真の国際弁護士、真の国際法律事務所を目指します。

◆事務所の体制

ASEAN＋南アジア＋オセアニア各国における シームレスなサービスの提供 日本人弁護士と現地弁護士との協働体制

One Asia Lawyersの一番の強み・特徴は、ASEAN＋南アジア＋オセアニア各国にファーム・メンバーファームを有し、ワン・ストップでASEAN＋南アジア＋オセアニア各国のアドバイスを提供することが可能であることです。このため、クライアントは、一つの窓口のみとやりとりをすることで、ASEAN＋南アジア＋オセアニア各国のアドバイスを受けることが可能です。さらに、各ファーム・メンバーファームに現地弁護士・資格取得者が勤務していることはもちろん、現地にはASEAN＋南アジア＋オセアニア各国にコミットした日本人弁護士・スタッフが常駐しております。かように、各国の弁護士資格者と所属の日本人弁護士が連携・協働することにより、依頼者の方々に、ASEAN＋南アジア＋オセアニア全域におけるシームレスな、そして、現地の最新の情報に基づいた適切なリーガルサービスを提供できる体制を整えております。また、ASEAN＋南アジア＋オセアニアに進出し成功を取めた日系企業が、豊富な人口と安価な労働力を背景に急速な経済発展をとげている南アジアに熱い視線を注いでいる状況です。One Asia Lawyersではこのような顧客のニーズにこたえて、南アジアプラクティスを強化し、南アジアに常駐する日本人弁護士と現地提携事務所の弁護士が協働する形で、きめこまやかなリーガルサービスを提供する体制を、南アジア 5か国（インド・パングラデシュ・スリランカ・ネパール・パキスタン）で整えています。

人材・教育

One Asia Lawyersでは、所内勉強会、若手弁護士向けセミナー、ASEAN＋南アジア＋オセアニア各国ファームの現地弁護士による各国法勉強会、各現地パートナー事務所での研修、ローカルスタッフのための法曹資格取得奨励制度等の教育制度を通じ、お客様に最新の情報・有益なサービスを提供できるよう、人材の育成に努めております。

また、各国ファーム・メンバーファームのメンバーが、別のファームにて勤務し、他国の法律を習得するシステムも採用しております。これにより、ASEAN＋南アジア＋オセアニア各国のアドバイスをボーダレスに提供できる制度を整えております。さらに、東京事務所の日本法弁護士やベトナム事務所のベトナム法弁護士が、シンガポールファームにて勤務し、経験を積んだ後、シンガポール法弁護士資格を取得する制度も確立しております。これによって、コモン・ローの弁護士と、シビル・ローの弁護士資格の両方を有するバランスのとれた弁護士の育成が可能となっております。

ITシステムの活用

One Asia Lawyersは、ITシステムにより各国のファームを繋ぎ、各国の弁護士がいつでも必要な情報にアクセスできる環境、スムーズにコミュニケーションを取ることができる環境を整えております。また、各ファームとテレビ会議システム・電話会議システムでつなぎ、どのファームからも各国の法律情報を迅速に提供できる体制を整えております。

◆顧問契約

ASEAN＋南アジア＋オセアニア全域一括顧問

近年のASEAN＋南アジア＋オセアニア各国の急速な経済発展、そして、ASEAN経済共同体等の進展により、企業は、ASEAN＋南アジア＋オセアニア諸国への進出に留まらず、ASEAN＋南アジア＋オセアニア諸国全体を広く、一つのビジネス圏として捉える傾向にあります。そのため、ASEAN＋南アジア＋オセアニア各国に同時並行的に進出したいというご要望、ASEAN＋南アジア＋オセアニア各国の法的アドバイスを一括で受けてほしいというご要望が増加しております。しかし、ASEAN＋南アジア＋オセアニア各国に法務担当者を配備することは容易ではありません。

One Asia Lawyersにおいては、ASEAN＋南アジア＋オセアニア各国にファーム・メンバーファームを有し、各国弁護士資格者・各国にて勤務する日本人弁護士を擁する強みを生かし、「ASEAN＋南アジア＋オセアニア一括顧問契約」という形で各国における法務顧問業務を承っております。

ASEAN＋南アジア＋オセアニア一括顧問契約においては、ASEAN＋南アジア＋オセアニア各国の基本的法律情報の提供（新法の施行・公布についてのアラート）、基本的な法律のアドバイス（会社法、労働法など）、基本的取引契約のレビュー（売買基本契約、雇用契約など）をワン・ストップで提供させていただいております。これにより、ASEAN＋南アジア＋オセアニア各国に法務部を配備したと同様の効果を、低コストにて実現可能としております。

ASEAN＋南アジア＋オセアニア一括 内部通報・危機対応窓口設置

今般、多くの日本企業から日本・ASEAN＋南アジア＋オセアニア各国の内部通報制度の設置の検討、危機対応窓口についてのご照会を受けることが多くなっております。

One Asia Lawyersは、日本・ASEAN＋南アジア＋オセアニア各国のファーム・メンバーファームが存する強みを生かし、ASEAN＋南アジア＋オセアニア一括内部通報・危機対応窓口への対応を行っております。これにより、各国に法務・コンプライアンス担当者を配備することなく、ASEAN＋南アジア＋オセアニア各国における従業員らからの内部通報、刑事事件発生時などの有事における危機への対応を行うことが可能となります。

◆ 主な業務内容

M&A

国際的スタンダードと現地法制への深い理解をもとに、ASEAN＋南アジア＋オセアニア諸国におけるM&Aを成功に導きます。特に、ASEAN＋南アジア＋オセアニア各ファームの協働のもと、ASEAN＋南アジア＋オセアニア横断的なM&Aに対応しております。

ASEAN＋南アジア＋オセアニア諸国におけるビジネスの拡大を目指す日本企業にとって、M&Aは最も重要な戦略の一つです。

One Asia Lawyersにおいても、ASEAN＋南アジア＋オセアニア諸国におけるM&Aに関するサポートを、最も重要なプラクティスのひとつと位置付けており、ASEAN＋南アジア＋オセアニアにおける外資規制チェック、ストラクチャリング、デュー・ディリジェンス、株式譲渡契約・株主間契約・合併契約などの契約書作成・交渉、取引実行、取引実行後の統合のためのサポート (Post Merger Integration) 等について、実践的なリーガル・アドバイスを提供しております。

特に、One Asia Lawyersにおいては、国際的なM&Aのスタン

ダードとローカルのM&Aのプラクティスの融合に力を入れており、ASEAN＋南アジア＋オセアニアにおける実務経験が豊富な弁護士が、国際的なM&Aのスタンダードを理解した上で、各ローカルの法域の法律・言語・商習慣・文化・宗教に根差した、実務的なアドバイスを提供しております。

さらに、ASEAN＋南アジア＋オセアニア各地にファーム・メンバーファームを有している点を生かし、ASEAN＋南アジア＋オセアニア横断的なM&Aの案件に数多く対応しております。例えば、シンガポールの企業の買収であるものの子会社がインドネシア・マレーシア・ベトナムに存するなど、アジア横断的なM&Aについて、各ファームが協働・連携し、ワンストップで対応することが可能です。

統括会社設立／ アジア子会社再編

ASEAN＋南アジア＋オセアニアにおける統括会社設置を検討する企業のため、日本および現地における最新の法律・税制・優遇政策などを前提に、ASEAN＋南アジア＋オセアニア統括会社の選択・設立・再編に関する一気通貫のアドバイスを提供しております。

現在、ASEAN＋南アジア＋オセアニア諸国は統括会社に関する優遇税制・政策をそれぞれ整えており、外国企業の統括会社の設置を進めております。

かつて日本企業は、シンガポール・香港のみを視野に入れて統括会社の設置・再編を進めてきました。しかし、今般、タイ・マレーシアなども魅力的な統括会社に関する優遇政策・税制を創設しており、かようなASEAN＋南アジア＋オセアニア諸国の優遇政策・税制を比較検討のうえ、各クライアントのビジネス・戦略・人員配置

などを考慮の上、最も適切な統括会社を選択する必要があります。

One Asia Lawyersでは、ASEAN＋南アジア＋オセアニア諸国における統括会社設置に関し豊富な経験を有する専門家が、ASEAN＋南アジア＋オセアニア諸国の優遇政策・税制はもちろん、日本の会社法・税法などの種々の論点を考慮に入れたうえで、最も適切な統括拠点の選択、具体的な再編のための手続きなどに関するリーガル・アドバイスを提供しております。

不動産

ASEAN＋南アジア＋オセアニア諸国の不動産法制・商慣習への理解を前提に、日本企業のASEAN＋南アジア＋オセアニア各国への不動産投資に関するアドバイスを提供しております。

日本企業のASEAN＋南アジア＋オセアニア投資の最も重要な分野が、不動産投資であり、One Asia Lawyersでも、不動産に関するアドバイスを最も重要な業務分野のひとつと位置付けております。

ASEAN＋南アジア＋オセアニアにおける不動産法制は日本とは大きく異なり、外国資本の企業には制約が課されていることが一般的です。One Asia Lawyersでは、不動産案件に関する豊富な経験を有する専門家が、ASEAN＋南アジア＋オセアニア各国における不動産に関するリーガルアドバイスを提供しております。具体的に

は、売買契約、賃貸借契約、担保設定契約、ローン契約など様々な不動産に関する契約書の作成・レビュー、税務・倒産隔離などを考慮に入れた外国企業が投資する際の不動産投資スキームの検討、コンドミニアムなどの居住用施設、ショッピングモールなどの商業用施設、ホテル・リゾートなどの開発に関する契約書の作成・レビューなどを行っております。

また、M&A案件における不動産関連のデュー・ディリジェンスにも対応しております。

紛争解決

国際仲裁、訴訟、債権回収など、ASEAN＋南アジア＋オセアニアにおける多種多様な紛争において、クライアントの権利実現のため、実践的なリーガルアドバイスを提供いたします。

日本経済の国際化、日本企業の海外展開に伴い、企業間、企業・政府間の国際的な紛争も急激に増加しております。

One Asia Lawyersでは、訴訟・仲裁をはじめとする紛争解決に関する業務を主力業務の一つとして取り組んでおります。

1 国際仲裁

今般、国際的な事件の解決手段として、国際仲裁が利用されるケースが飛躍的に急増しております。国際仲裁は高度な専門性が必要とされる法分野であり、国際仲裁に関する専門的な知見・実務経験が必須です。

One Asia Lawyersにおいては、国際商業会議所 (ICC) はもちろん、シンガポール国際仲裁センター (SIAC) などASEAN＋南アジア＋オセアニア各国における仲裁において代理人・仲裁人として執務経験のある弁護士が、実践的・戦略的なアドバイスを提供しております。

2 ASEAN＋南アジア＋オセアニア各国訴訟対応

現地の裁判所は、日本の裁判所とは全く異なる制度・実務となっており、現地の裁判手続きに関する高度な知識と戦略が必要となります。当事務所は、現地の裁判手続きに関する豊富な経験を前提に、ASEAN＋南アジア＋オセアニア各国における民事訴訟、会社法関係争訟、知的財産争訟、労働争訟など、企業が巻き込まれる可能性のある様々な紛争の解決に対応しております。

3 ASEAN＋南アジア＋オセアニア資産調査・債権回収

ASEAN＋南アジア＋オセアニア各国においては資産の調査が容易ではなく、資産調査ができなかったために、債権の回収を断念せざるを得ない日本企業も後を絶ちません。当事務所では、ASEAN＋南アジア＋オセアニア各国における資産調査の専門家等と連携し、迅速にASEAN＋南アジア＋オセアニア各地における資産調査を行うことができる体制を整えております。また、当該資産調査の結果をもとに、裁判・仲裁手続などの法的手続を実効的に行い、企業のASEAN＋南アジア＋オセアニアにおける債権回収に関するアドバイスを提供しております。

労働法

ASEAN＋南アジア＋オセアニア諸国の労働法制・慣習への深い理解と実務経験に根差し、ASEAN＋南アジア＋オセアニア諸国における労働法に関するアドバイス、労働争訟への対応、ビザ・出入国関連のアドバイスを提供いたします。

1 ASEAN＋南アジア＋オセアニア労働法アドバイス

One Asia Lawyersにおいては、各地の労働法制・慣習に造詣が深い専門家が、幅広い労働問題について実務的なリーガス・アドバイスを提供しております。具体的には、ASEAN＋南アジア＋オセアニア諸国での就業規則や雇用契約の作成、人事異動、懲戒、解雇（整理解雇）の戦略立案、労災、退職後の競業禁止義務などの労働法関連のコンプライアンス、労働条件変更に関する助言といった典型的な問題に加えて、セクシャルハラスメント・パワーハラスメント、メンタルヘルス、非正規雇用といった時代の変遷に伴って生じている様々な新しい問題について対応しております。さらに、ASEAN＋南アジア＋オセアニア諸国での多数のM&A・企業再編に対応しており、M&A案件における労務関連のデューディリジェンス、再編に関するアドバイスにも対応しております。

2 ASEAN＋南アジア＋オセアニア労働争訟対応

One Asia Lawyersでは、ASEAN＋南アジア＋オセアニア各地にファームがある利点を生かし、労働法関連の紛争において、様々な業種の依頼者を代理しております。具体的には、解雇や人事異動を契機とする労使紛争における民事訴訟・労働審判・労働仲裁での救済手続における依頼者の代理等に数多く対応しております。

3 ビザ・労働許可、出入国関連

ASEAN＋南アジア＋オセアニア諸国におけるビジネス拡大のためには、人員配置も非常に重要であり、円滑なビザ・労働許可の取得は必須です。One Asia Lawyersにおいては、ASEAN＋南アジア＋オセアニア諸国においてビザ・労働許可の取得に関する助言や申請代行を行っております。また、当事務所のASEAN＋南アジア＋オセアニアの各ファームには、入国管理規制や外国人労働規制に精通した弁護士が勤務しており、問題発生時には現地にて迅速に問題解決に向けて対応を致します。

◆ 主な業務内容

コンプライアンス対応／不正調査

ASEAN＋南アジア＋オセアニア各国の子会社等のコンプライアンス体制の構築・危機管理ネットワークの構築、有事における不正調査をサポートし、ASEAN＋南アジア＋オセアニア進出・展開に際しての企業リスクを最小化します。

グローバル化が進展する中、企業のコンプライアンス違反はもはや一か国の法的問題にとどまりません。One Asia Lawyersでは、ASEAN＋南アジア＋オセアニア各事務所が連携し、平時におけるコンプライアンス体制・危機管理ネットワークの構築に関するリーガルアドバイス、有事における不正調査を行っております。

1 コンプライアンス体制・危機管理ネットワークの構築（平時対応）

当事務所では、各専門家の豊富な実務経験を活かし、ASEAN＋南アジア＋オセアニアにおいて日本企業のリスクを最小限にするために最も効率的な内部統制・コーポレートガバナンス体制を設計に関するアドバイスを提供しております。具体的には、コンプライアンス・プログラムやコンプライアンス・マニュアルの策定、企業における内部通報制度の設計・窓口としての対応などはもちろん、コンプライアンス研修講師の派遣をはじめとした本社・現地法人の役

員・従業員などの意識改革などに関するプログラムの実施など、幅広いリーガルサービスを提供しております。

2 不正調査（有事対応）

ASEAN＋南アジア＋オセアニアにおける不祥事などの有事発生時において、ASEAN＋南アジア＋オセアニア各事務所の連携のもとに、迅速に対応しております。具体的には、ASEAN＋南アジア＋オセアニア関係当局による調査・捜査への対応、監督官庁等の官公庁への対応、マスコミに対応などに関する助言、不祥事発生の原因となった事実の究明と、再発防止策の策定などを行っております。かような業務を行うにあたっては、平素から関係当局・専門家との関係を構築し、ASEAN＋南アジア＋オセアニアにおける実務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的・効果的なアドバイスを提供することを心がけております。

ファイナンス

ASEAN＋南アジア＋オセアニア諸国における買収ファイナンス、ストラクチャード・ファイナンス、担保付ファイナンスなどあらゆる金融取引に関して、最先端の技術と現地法制の深い理解に基づいてストラクチャリング、契約書作成、現地企業との交渉などの法的サービスを提供しています。

ASEAN＋南アジア＋オセアニア諸国に向けてのファイナンス取引においては、ファイナンスの最先端の技術と現地法制知識（金融法、担保法、証券取引法、会社法、不動産法、知財法など）の理解が必要不可欠です。

One Asia Lawyersでは、日本をはじめ先進国での最先端の金融取引に関する幅広い知識と経験を有する弁護士が、現地弁護士との協働のもと、現地法制の深い理解に基づいて、ASEAN＋南アジア＋オセアニア各国に向けてのファイナンスの法的支援を提供しています。

ASEAN＋南アジア＋オセアニア各国では、シンガポールを除き、

未だ金融取引法制の整備が進められている段階であるため、最新の現地の金融取引法制の整備状況に基づいて取引をストラクチャリングしなければなりません。また、不動産法制や担保法制は各国でその歴史的な背景に基づいて独自の法制度が構築されており、現地に根付いて現地法を深く理解していなければ、適切に担保権を設定することができません。

日本人弁護士がASEAN＋南アジア＋オセアニア諸国に根付いて一体的に法的サービスを提供している当事務所ならではの、ファイナンスの国際的な最先端の技術と深い現地法制の理解に基づくファイナンス取引の法的支援を行っています。

知的財産

知的財産の保護は日本企業のASEAN＋南アジア＋オセアニア進出・展開の鍵、日本企業のASEAN＋南アジア＋オセアニアにおける知的財産権の保全を戦略的かつ総合的にサポートします。

ASEAN＋南アジア＋オセアニアにおいてビジネスを展開するにあたり企業価値を最大限に発揮するために、保有する知的財産権の適切なリーガルプロテクトを構築することがますます重要となってきました。

ASEAN＋南アジア＋オセアニア各国では、海賊版・模造品問題、商標権侵害問題などを筆頭に、多くの日本企業が知的財産権に関する紛争に直面しています。また、知的財産に関する法制度や運用は、新しい技術・表現を保護するという知的財産法の性質上、常に変化

し続けます。特にASEAN＋南アジア＋オセアニア各国では知的財産権に関する法改正の動きが激しく、変化に即した適切な法的対応が不可欠です。

当事務所では、ASEAN＋南アジア＋オセアニア各国に常駐し、最新の法律、実務に精通した専門家による、戦略的な知的財産保全に関するリーガルアドバイスを提供することが可能であり、商標、特許の申請・登録から、侵害訴訟対応など紛争解決に至るまで、知的財産法分野に関するアドバイスを総合的に提供しております。

ベンチャー企業支援

ベンチャー企業こそASEAN＋南アジア＋オセアニア進出が必須な時代、ベンチャー企業のASEAN＋南アジア＋オセアニアにおける進出・展開を総合的に支援いたします。

ASEAN＋南アジア＋オセアニアへの展開は必ずしも大企業だけのものではなく、むしろベンチャー企業にこそ求められています。特に、大企業がまだ進出していないASEAN＋南アジア＋オセアニアだからこそ、先駆的な展開がベンチャー企業には求められています。

しかし、起業時に法律関係にまでリソースを割くことができずに、株主間、パートナー間の取り決め、従業員、取引先等との契約関係などの法的な整備が後回しにされているベンチャー企業が多く存します。特に、ASEAN＋南アジア＋オセアニア各国における会社法・労働法などが日本とは大きく異なるにもかかわらず、日本の定款・就業規則・契約書などをそのまま利用しているベンチャー企業も多いのが現状です。経営権の争奪、株主・パートナー間の利益分配、株主・パートナーが会社を離れる際の利益・負債の分配、労務管理、技術やアイデアの帰属、取引先とのトラブル等といったリスクは、契約書の作成等の社内外の法的環境未整備によ

り生じることが多く、これはASEAN＋南アジア＋オセアニアへの進出・展開時においても同様です。

当事務所では、企業法務に深い知識と経験を有する弁護士が、起業家・ベンチャー企業経営者に自らの業務に注力して頂くべく、「ベンチャー企業の法務部」として日々の業務に潜むリスク回避に努め、ベンチャー企業の将来の成長のための法的サポートを行います。

具体的には、会社設立、ビザの申請、商標登録などはもちろん、ASEAN＋南アジア＋オセアニア各国における株主間契約作成、優先株式発行など特殊な株式の発行に関するアドバイス、ストックオプションなどの設計、就業規則・労働契約書の作成などを合理的な価格でサポートしております。また、ASEAN＋南アジア＋オセアニア全域顧問契約によって、ASEAN＋南アジア＋オセアニア全域に対する総合的なベンチャーサポートを提供することも可能です。

アジア移住支援／ウェルスマネージメント法務

ASEAN＋南アジア＋オセアニア各国への移住に際する法的アドバイス、資産管理会社・トラストの設立、国籍・永住権・ビザの取得のサポートなど、経営・税務・相続・教育などを考慮し、ASEAN＋南アジア＋オセアニアに生活の基盤を移すクライアントの多様なニーズに応じたソリューションを提供します。

1 アジア移住支援

経済事情、経営、税務、相続、教育などの様々な事情により、日本からASEAN＋南アジア＋オセアニア各国に生活の基盤を移される日本人が増加しており、当事務所は、かようにASEAN＋南アジア＋オセアニア各国に生活の基盤を移す際に発生する種々の問題についてアドバイスを提供しております。具体的には、日本の税法・各国の税法を考慮し、どの時点で、どの国にどのような法的なピークル（資産管理会社など）を設立すればよいのか、どの国でどのような居住形態（国籍取得、永住権、ビザなど）をとればよいのか、経営、税務、相続、教育など様々な観点を考慮した上で、アドバイスを提供させていただきます。

2 ウェルスマネージメント法務

グローバル化が進む中で、ASEAN＋南アジア＋オセアニア各国

に生活基盤を移される方はもちろん、日本に居住しながら海外に資産を保有するクライアントが増加しております。当事務所においては、かようなクライアントに対し、相続対策、事業承継対策等を含むウェルスマネージメントに関するアドバイスを提供しております。資産管理会社、トラストの設立・運営についてのアドバイスなど、クライアントのニーズに応じたソリューションを提供しております。

3 ASEAN＋南アジア＋オセアニアにおける親族・相続法

One Asia Lawyersは、ASEAN＋南アジア＋オセアニア各国のファーム・メンバーファームと連携し、アジア移住後の相続案件に対するサポート、遺言の作成等の相続対策、国際結婚・離婚等親族に関する紛争等、クロスボーダーのアジアにおける親族・相続法に関する案件に対応しております。

シンガポール・メンバー・ファーム

Singapore Member Firm

連絡先（日本語対応可）

Tel +65-6950-0840

Email tetsuo.kurita@oneasia.legal

Address Focus Law Asia LLC : 16 Raffles Quay #16-04
Hong Leong Building, Singapore 048581



シンガポールはASEAN＋南アジア＋オセアニアの中心に位置し、金融、貿易、交通、物流、情報、教育等あらゆる分野におけるASEAN＋南アジア＋オセアニアのハブとなっており、多くの日本企業がASEAN＋南アジア＋オセアニアの地域統括本社（Headquarter）を設置しています。

また、透明度の高い法律、安定度の高い司法制度、汚職の少ないクリーンなビジネス環境、国際性の高い紛争解決制度を有していることなどから、ASEAN＋南アジア＋オセアニア法務・コンプライアンスの中心地としても重要な位置付けを有する法域となっています。最近では、多くの日本企業が、他のASEAN＋南アジア＋オセアニア諸国における取引・契約においても、安定性・透明性の高いシンガポール法を準拠法とする、シンガポールを仲裁地とするなど、ASEAN＋南アジア＋オセアニアでビジネスを行っていく中で、シンガポール法の重要性は高まるばかりです。

シンガポール・メンバー・ファームの代表の日本人弁護士は、国際的法律事務所のチーム・ヘッドとしての勤務経験を有し、日本法弁護士として初めてシンガポール法の資格を取得した弁護士です。また、現地シンガポール弁護士も、元国際的法律事務所のパートナーを務めた弁護士など、国際的水準の弁護士が揃っております。かように、One Asia Lawyersシンガポール・メンバー・ファームでは、現地日本人弁護士とシンガポール人弁護士が密接に連携し、現地法人設立から、アジア統括会社設立、組織再編、労働法、不動産、裁判所対応、国際仲裁、シンガポール証券市場上場まで精度の高い国際的水準のリーガルサービスを提供する万全の体制を整えております。

Firm Members

栗田 哲郎	代表弁護士 (シンガポール法・日本法・アメリカNY州法)
伊奈 知芳	弁護士(日本法)
森 和孝	弁護士(日本法)
増田 浩之	弁護士(シンガポール法・日本法)
三好 健洋	弁護士(シンガポール法)
嶋原 洋平	弁護士(日本法)
Victoria Wah	弁護士(シンガポール法)
Edward Ong	パラリーガル、法律翻訳
久保田 郁美	パラリーガル、法律翻訳
Shem Khoo	弁護士 (シンガポール法・アメリカNY州法)
Mark Tan	弁護士 (シンガポール法・イングランド&ウェールズ法)
Lim Ker Sheon	弁護士(シンガポール法)
Mimi Ahn	弁護士(シンガポール法)
Hannah Cheang	弁護士(シンガポール法)
David Marc Lee	弁護士(シンガポール法)
Zeng Han Yi	弁護士(シンガポール法)
Veronica Teo	弁護士(シンガポール法)
Genesa Tan	弁護士(シンガポール法)
Jowen Siew	弁護士(シンガポール法)
Maheswari Rajendran	会社秘書役
Daniel Kim	ディレクター

シンガポール・メンバー・ファーム員数：21名
(2023年1月1日時点)

タイ・メンバー・ファーム

Thailand Member Firm

連絡先（日本語対応可）

Tel +66-6-1780-1515

Email yuto.yabumoto@oneasia.legal

Address One Asia Lawyers (Thailand) Co. Ltd. / JNP Legal:
Unit2109, 21st Floor, Interchange 21 Building, North-
Klongtoey, Wattana, Bangkok, Thailand 10110



タイは、整備されたインフラ、厚い産業集積、充実した投資優遇政策等の投資環境が高く評価され、ASEAN＋南アジア＋オセアニア諸国への輸出拠点として、そして新しいASEAN＋南アジア＋オセアニアの統括拠点として注目されています。かような背景をもとに、以前から製造業を中心とした多くの日本企業がタイに進出しており、ASEAN＋南アジア＋オセアニア最大の製造業の集積地となっています。現在では、製造業のみならず、不動産、金融、サービス業等の進出も激増し、その重要性は高まるばかりです。

法律面においては、タイ法は日本と同じシビル・ロー（大陸法）に属し、比較的安定性は高いと評価されています。しかし、タイ法独自の解釈・判例も多く、法律や判例が専らタイ語で記載されていることなどから、現地日本企業は注意が必要です。

One Asia Lawyersタイ・メンバー・ファームにおいては、タイ法の知識はもちろんのこと、タイにおける実務の運用に詳しい専門家が、あらゆる法分野に対応できる体制を整えております。当事務所の現地タイ弁護士は、国際的法律事務所で十分な経験を積み、英語・タイ語に堪能な弁護士です。また、数年に渡りタイで実務を行っている日本人弁護士・スタッフも常勤しており、かような現地弁護士と日本人弁護士が綿密にコミュニケーションを行い、スピーディーかつ高品質なリーガルサービスを提供する体制を整えております。

Firm Members

藪本 雄登	マネージング・ダイレクター
Nippita Pukdeetanakul	代表弁護士(タイ法)
藤原 正樹	弁護士(日本法)
マーシュ 美穂	マネージャー
Galyawat Sompong	弁護士(タイ法)
Nattaphorn Keetrakul	弁護士(タイ法)
Saisuree Aksornsua	弁護士(タイ法)
Theerapoj Kitchainukul	弁護士(タイ法)
Aekkawin Tippayaratprontawee	弁護士(タイ法)
Praow Panyasereeporn	弁護士(タイ法)
Nithiwit Insalee	弁護士(タイ法)
Sunthareeya Sethawong	弁護士(タイ法)
Pannita Teekayuko	弁護士(タイ法)
Chorpaka Kumchad	パラリーガル
Jantanipa Kittayanurak	リーガルアシスタント
Charunan Thakhe	リーガルアシスタント
Sopita Tubtimdong	リーガルアシスタント
Thanaporn Chansopa	リーガルアシスタント
Sasitorn Wiriyapistan	アドミン・マネージャー
Pitchayarpuck Donwicha	アドミンスタッフ
Akiyo Shimoda	アドミンスタッフ

タイ・メンバー・ファーム員数：21名
(2023年1月1日時点)

マレーシア・チーム

Malaysia Team

連絡先（日本語対応可）

Tel +603-2700-3062

Email yuki.hashimoto@oneasia.legal

Address OAL Consulting Malaysia Sdn Bhd:
Level 41-23, Q Sentral, 2A Jalan Stesen Sentral 2,
Kuala Lumpur Sentral, 50470, Kuala Lumpur



マレーシアはタイ、インドネシア、ブルネイと陸上の国境線で接し、シンガポール、フィリピンと海を隔てて近接するという地理的に東南アジアの中心に位置し、シンガポールとともに「東南アジアの優等生」として、ASEAN＋南アジア＋オセアニアにおける重要な役割を果たしてきました。また、マレーシアは、植民地時代からのゴムのプランテーションや錫の採掘などの農作物・鉱産物の輸出国、天然ガスの掘削などの資源国としてのみではなく、2020年に先進国入りするとの目標「ワワサン（マレー語でvisionの意）2020」を掲げ、工業化を進めています。

マレーシアの法体系は大部分がイギリスのコモン・ローを法源として成り立っており、連邦憲法を最高法とする連邦制が採用されています。また、イスラム国としてイスラム法が採用されている法域もあるのも特徴です。近年では、アジア国際仲裁センター（AIAC）をはじめ紛争解決のハブとしての機能の拡大も図っています。

One Asia Lawyersマレーシア・チームは、現地に駐在する日本人弁護士とマレーシアにおいて豊富な実務経験を有するマレーシア人弁護士が密接に連携をとりながら業務を行っており、M&A、クロスボーダー取引、法令調査、企業法務などの分野につきプラクティカルなリーガルサービスを提供しています。

Team Members

橋本 有輝	弁護士（日本法）
佐野 和樹	弁護士（日本法）
加藤 美紀	弁護士（オーストラリア法）
Farhatun Najad Binti Zulkipli	弁護士（マレーシア）
Clarence Chua Min Shieh	弁護士（マレーシア）
Zhen Hung Heng	弁護士（マレーシア）
湯川 伶未	パラリーガル、法律翻訳

マレーシア・メンバー・ファーム員数：7名
(2023年1月1日時点)

ベトナム・メンバー・ファーム

Vietnam Member Firm

連絡先（日本語対応可）

Tel +84 28-3925-5600

Email fubito.yamamoto@oneasia.legal

Address One Asia Lawyers Vietnam : 6F PLS Building 457-459 Nguyen
Dinh Chieu, Ward 5, Dist.3 HCM City, Vietnam



2011年以降、ベトナム国内経済が停滞したことに伴って、ベトナム政府は、経済の効率化、汚職防止体制の強化、行政・公務員改革等の実施、不良債権処理、国有企業再編などを断行し、ベトナムは急速に資本主義化しています。政治面でも、2013年に憲法改正が行われ、一党体制にありながら、民主的要素を取り入れるといった動きが始まっています。

法律面においても、外資規制の緩和、会社法改正、労働法改正、不動産法改正など、投資を受け入れるための体制が矢継ぎ早に整えられており、ベトナムに進出する日本企業は増加の一途を辿っています。もっとも、かような法律の改正が相次いでいるものの、ベトナムにおいては実務の運用が明確ではない部分も未だ多く、法律と実務の乖離も大きく注意が必要です。

One Asia Lawyersベトナム・メンバー・ファームにおいては、法律だけではなくベトナムにおける実務の運用、商習慣に詳しい専門家が、あらゆる法分野に対応できる体制を整え、現地弁護士と日本人弁護士、ベトナム語対応可能な日本人常駐コーディネーターが連携しながら、実務的かつ機敏なアドバイスを行うことを心がけております。

Firm Members

松谷 亮	代表弁護士（日本法・ベトナム外国登録弁護士）
山本 史	プラクティス・マネージャー
Vo Thi Huong	シニア・アソシエイト（ベトナム法）
Nguyen Thi Ngan Ha	アソシエイト（ベトナム法）
Le Thi Anh Dao	アソシエイト（ベトナム法）
Ho Lac Vu Uyen	ジュニア・アソシエイト
Nguyen Thi Uyen Hoa	ジュニア・アソシエイト
Ngo Kieu Trang	アカウナント
有泉 司	アカウナント
村上 暢昭	弁護士（日本法・ベトナム外国登録弁護士）

ベトナム・メンバー・ファーム員数：10名
(2023年1月1日時点)

インドネシア・メンバー・ファーム

Indonesia Member Firm

連絡先（日本語対応可）

Tel +62-21-50917940

Email koji.umai@oneasia.legal

Address DKMS Lawyers:
World capital tower 11th floor, Jl Mega Kuningan Barat
No.3 Jakarta Selatan 12950



インドネシアは、ASEAN+南アジア+オセアニア諸国において人口、面積とも最大の国であり、増加を続ける労働力人口及び豊富な天然資源を背景に、今後ASEAN+南アジア+オセアニア諸国で成長が最も期待される国の一つです。

近時、インドネシア政府は、規制緩和及び複雑な各種手続きの簡素化を目的とした経済政策パッケージを打ち出し、積極的に外資誘致を行い、そのための数々の施策を実行しています。このような施策の実行によって、インドネシアでは、投資環境及びインフラが着実に整備され、堅調な市場の拡大がみられます。

日本は、輸出入の両面からみてインドネシアの最大の貿易国の一つです。また、日本からインドネシアへの直接投資は、シンガポール、米国に次ぐ規模であり、多くの分野でますます増加しております。特に、今後数年は、インフラ分野への投資が急速に拡大するものとみられております。

インドネシア・メンバー・ファームのメンバーは、会社設立、M&A、契約法務を含む企業法務の幅広い経験に加え、特に、インフラ分野、エネルギー分野及びバンキング・ファイナンス分野で高い専門性と強みを有しております。インフラ分野、エネルギー分野では、インドネシア・メンバー・ファーム代表のDonke Kahfiを筆頭に、これまでに行政機関、海外投資家を含む多数のクライアントにアドバイスを提供してまいりました。One Asia Lawyersインドネシア・メンバー・ファームでは、このように経験豊富な現地弁護士と日本人弁護士が協働して、複雑なインドネシア法規制と専門化された領域において、国際水準のリーガルサービスを提供できる体制を整えております。

Firm Members

Donke Ridhon Kahfi	弁護士（インドネシア法）
馬居 光二	弁護士（日本法）
友藤 雄介	弁護士（アメリカNY州法）
Ryan Mandela	弁護士（インドネシア法）
Sitompul Prisilia	弁護士（インドネシア法）
Achmad Firmansyah	弁護士（インドネシア法）
Rahmansyah Arif	弁護士（インドネシア法）
Alda Humaira	アソシエイト
Zulianto Chairul	アソシエイト
Elizabeth Barasanti	アソシエイト
Savira Ramadhanty	アソシエイト
Siti Intan Sekarieva	アソシエイト
Arum Kasesa Reca	パラリーガル
Irvan	パラリーガル
Endang Tirawati	マンパワーコンサルタント
Ruth Hanna Simatupang	シニア・アドバイザー
Rudi Willem	インフラ・アドバイザー
Marlindah J Adrianz	オブ・カウンセル
Rulita Windawati	IPR・アドバイザー
Yudha Muchty Zain	コマーシャル・アドバイザー
Anastasya Vistazia	税・会計スペシャリスト

インドネシア・メンバー・ファーム員数：21名
(2023年1月1日時点)

フィリピン・メンバー・ファーム

Philippines Member Firm

連絡先（日本語対応可）

Tel +63-9178119944

Email yasuaki.nanba@oneasia.legal / masami.oba@oneasia.legal

Address Oba Law Firm :
Unit 1206 Trade and Financial Tower, 7th Ave. Corner 32nd
Street, Bonifacio Global City, Taguig City 1634



フィリピン経済は、1億人を超える人口・平均年齢23歳の若い人口構成、それに伴う消費市場の拡大を背景に、2012年ころから高成長軌道に乗り、現在もその勢いは衰えず、2017年の世界銀行の発表によれば、経済成長率は世界第10位を誇っています。

公用語が英語であることから、必然的に世界最大級の英語人口を誇っており、BPO産業も活発で、ASEAN+南アジア+オセアニアの成長を支える存在になりつつあります。

One Asia Lawyers フィリピン・メンバー・ファーム／Oba Lawの代表弁護士は、日系フィリピン人であって日本語にも習熟しており、フィリピンの著名なロースクールを優秀な成績で卒業した後、租税関係を扱う法律事務所での勤務を経て独立した優秀な弁護士です。現地弁護士として、海外進出の際に避けては通れない行政機関への申請手続の実務的知識が豊富であることに加え、メンバーファームとして、M&A、エネルギー・投資・PPPを主としたインフラ分野、労働関係、個人情報などの社内規定整備、各種契約法務などの案件に多数携わってきました。

One Asia Lawyers フィリピン・メンバー・ファームでは、ビジネスの観点も含めた法律アドバイスを提供しており、他のファームとも密接に連携し、精度の高い国際的水準のリーガルサービスを提供する体制を整えております。

Firm Members

大場 正巳	弁護士（フィリピン法）
難波 泰明	弁護士（日本法）
栗田 哲郎	弁護士（シンガポール法・日本法・アメリカNY州法）
Cainday Jennebeth	弁護士（フィリピン法）

フィリピン・メンバー・ファーム員数：4名
(2023年1月1日時点)

カンボジア・メンバー・ファーム

Cambodia Member Firm

連絡先（日本語対応可）

Tel +855-23-640-5621

Email shigeki.yoshida@oneasia.legal

Address MAR & Associates Law Firm:
2nd Floor, Phnom Penh Tower, #445, Monivong Blvd (St. 93/232),
Sangkat Boeung Pralit, Khan 7 Makara, Phnom Penh, Cambodia



カンボジアは、インドシナ半島の中心という地理上の要衝に位置していること、若くて廉価な労働力が豊富であること、フン・セン首相率いるカンボジア人民党による政権が長期継続し政治が安定していること、外資規制が極めて少なく外国からの投資の受け入れ体制が整っていることなどから、今後、ASEAN+南アジア+オセアニアで最も発展していく国の一つと評価されています。

また、ベトナム、タイと国境を接し、賃金コストが上昇してきた両国との分業体制が取りやすい地勢的条件も、投資を後押しし、日本企業にとってASEAN+南アジア+オセアニア域内での最適生産を担う有力国の一つと言われています。

One Asia Lawyersカンボジア・メンバー・ファームにおいては、カンボジア法、そしてカンボジアにおける実務の運用に詳しい専門家が、あらゆる法分野に対応できる体制を整えております。長年、労働仲裁委員会の委員を務める、カンボジアを代表する弁護士がヘッドを務めており、カンボジアにおける関係当局との強いパイプを築き上げております。

現地常駐日本人弁護士も、カンボジアでの長きにわたる実務経験を有しており、現地弁護士と連携しながら、実務的かつ機敏な対応を行っております。

Firm Members

Mar Samborana	代表弁護士 (カンボジア法)
吉田 重規	弁護士 (日本法)
村上 暢昭	弁護士 (日本法)
今 江里花	アドバイザー
宮下 愛	マネージャー
泉 智恵	マネージャー
Hor Ritheavy	マネージャー
Chea Kimheang	マネージャー
Mar Vongvibol	マネージャー
Mar Kolvirya	パートナー弁護士 (カンボジア法)
Ouk Chanchakrya	弁護士 (カンボジア法)
Prak Chanden	弁護士 (カンボジア法)
Chum Charya	弁護士 (カンボジア法)
Bun Pronh	弁護士 (カンボジア法)
Kim Boryna	弁護士 (カンボジア法)
Samsak Rachana	シニア・アソシエイト
Som Ratana	シニア・アソシエイト
Thoun Puthearong	シニア・アソシエイト
Sum Sokh Udom	シニア・アソシエイト
Lim Sokhom	シニア・アカウンタント
Sith Socharakvatey	シニア・アカウンタント
Sman Sreyden	シニア・アカウンタント
Morn Narann	アソシエイト
Trylim Vathana	アソシエイト
Tann Somnea	アソシエイト
Sngourn Thearany	アソシエイト
Chhom Lyda	アソシエイト
Reth Sarakvivat	アソシエイト
Sou Doungchay	アソシエイト
Tang Mouysrong	アソシエイト
Chourp Tola	アソシエイト
Ly Teng	アソシエイト
Phang Vimeanbopha	アソシエイト
Ann Chansomalis	アソシエイト
Hok Sivching	アカウンタント
Thorn Sreysros	アカウンタント
Nhuek Sovanpanha	アカウンタント
Chhom Chhailalin	アカウンタント
Tep Sirima	アカウンタント

カンボジア・メンバー・ファーム員数：39名
(2023年1月1日時点)

ラオス・メンバー・ファーム

Laos Member Firm

連絡先（日本語対応可）

Tel +856-20-5453-0065

Email satomi.uchino@oneasia.legal / yuto.yabumoto@oneasia.legal

Address Phanthaly Law / One Asia Lao Sole Co., Ltd: 2nd Floor, Vieng Vang Tower, Bourichane Road, Unit 15, Dongpalane Thong Village, Sisattanak District, Vientiane Capital, Lao PDR



ラオスへの直接投資は法制度の整備とともに、今般、急増しています。タイの約3分の1という低廉な賃金に加えて、タイ語とラオス語の類似性から、日本からだけではなく、在タイ日系企業のラオス進出「タイ・プラスワン」の進出が増加しています。また、ASEAN+南アジア+オセアニア諸国中で、最大級の恩典がある経済特区への進出も魅力の一つです。また、ASEANのバッテリーと呼ばれるように水力発電は順調に伸びており、また鉱物などの天然資源にも恵まれた国であり、政府コンセクション事業も増加しています。

また、法律と実務の乖離が大きいラオスでは、法律に加えて、実務と現地のネットワークが重要となります。

One Asia Lawyersラオス・メンバー・ファームにおいては、ラオスでの実務経験が豊富な現地専門家とラオス語対応可能な日本人常駐コーディネーターが、法律、実務、築き上げたネットワークを駆使し、真摯に対応致します。また、ラオス事務所の現地代表は、弁護士協会の副会長を務めているなど、関係当局との強いパイプを築き上げております。

Firm Members

Viengsavanh Phanthaly	代表弁護士 (ラオス法)
内野 里美	マネージャー
Saosakhone Oudomsouk	弁護士 (ラオス法)
Alisaman Phommachanh	弁護士 (ラオス法)
Santisouk Phankhankham	弁護士 (ラオス法)
Hounghueang Thammavong	弁護士 (ラオス法)

ラオス・メンバー・ファーム員数：6名
(2023年1月1日時点)

ミャンマー・メンバー・ファーム

Myanmar Member Firm

連絡先（日本語対応可）

Tel +95-925-272-3921

Email kazuki.sano@oneasia.legal

Address Legal Steps Legal Consulting Limited: Room 113, Building 1, Hotel Yangon, Mayangone Township, Yangon Myanmar



ミャンマーでは、軍政から民政へと体制が変わり、経済封鎖が解除されたために、近年、外国からの企業進出・投資が一気に増加しています。2015年の総選挙を皮切りに、さらに民主化が進むことが期待されています。

ミャンマーは、豊富な労働力・資源を有するがゆえに、「アジア最後のフロンティア」とも呼ばれ、ASEAN＋南アジア＋オセアニア 域内の長期的なポテンシャルは随一と言われています。

しかし、法律が未整備であることは否めず、今後、会社法、知的財産、競争法、仲裁法などをはじめ、数多くの法律の公布・改正が行われるものと思われます。

One Asia Lawyers ミャンマー・メンバー・ファームにおいては、今後、新たに発表、改正されていく法律を精査し、研究していくとともに、法律と実務の乖離を的確に把握し、実務的なアドバイスを提供してまいります。このため、ミャンマーでの実務経験が豊富な現地専門家を起用し、日本人常駐の専門家がフォローをする体制を整えております。

Firm Members

May San Pwint	代表弁護士（ミャンマー法）
佐野 和樹	弁護士（日本法）
Ei Ei Thu	マネージャー・法律翻訳
Kyar Phyu Wutt Yee	弁護士（ミャンマー法）
Theint Theint Soe Han	弁護士（ミャンマー法）
Zarchi Aung	弁護士（ミャンマー法）
Hein Min Latt	弁護士（ミャンマー法）
Tin Tin Htay	弁護士（ミャンマー法）
Kay Khaing Win	弁護士（ミャンマー法）
Su Su Win	弁護士（ミャンマー法）
Nwe Ni May Win	弁護士（ミャンマー法）
Win Yadanar Hlaing	弁護士（ミャンマー法）
Nandar Aung	弁護士（ミャンマー法）
Yi Mon Htut	パラリーガル
Hsu Myat Noe	パラリーガル
Zun Nwe Maung	パラリーガル
Su Su Shein	パラリーガル
Pyae Pyae Phyto	パラリーガル
Thuta Zaw	マネージャー
Wai Yan Moe	会計士

ミャンマー・メンバー・ファーム員数：20名
(2023年1月1日時点)

南アジア・メンバー・ファーム

South Asia Member Firm

連絡先（日本語対応可）

Tel +91-8287849964

Email kimiyoshi.shimura@oneasia.legal

Address WeWork, Platina Tower, MG Road, Sector - 28, Gurugram - 122001, INDIA
Momtaz Vision - B4 (Level-2), House-11/A, Road-99, Gulshan-2 Dhaka-1212, BANGLADESH
No.4-3/1, Sir Chittampalam A Gardiner Mw. Colombo 2 SRI LANKA
#5, Street #9, F-8/3, Islamabad, PAKISTAN
Ward No 29, Anamnagar, Kathmandu, NEPAL



インドは、14億人もの人口、高いGDP成長率、若く優秀な人材、手厚く整備された特定投資分野に対する恩恵等の投資環境から、多くの日本企業が進出しています。近年では、製造業のみならず、不動産、金融、サービス業等の進出も増加し、その重要性は高まるばかりです。

バングラデシュでは、豊富な人口、若く低廉な賃金の労働者を背景に、多くの日系製造企業がバングラデシュに進出しております。日経工業団地の整備やインフラ関連プロジェクトも急増しています。

スリランカは、インド、中東、アフリカ等の新興国や欧州への海上輸送ハブ拠点として存在感を増しつつあります。スリランカでは、一般的に高い教育水準と英語能力を備えているにも関わらず、人件費も低廉です。

パキстанは、人口2億人を超える新興市場として注目されています。インダス文明に遡る古い歴史があり、天然資源も豊富です。外資規制も比較的緩やかで、外国投資を積極的に奨励しています。

ネパールは、インドと中国に挟まれた戦略的に重要な位置にあり、インドとはオープンボーダーで1次産品の貿易は無関税、中国とは8,000品目に及ぶ無関税協定を締結しています。また、豊富な水資源を利用した水力発電のポテンシャルも高いです。

One Asia Lawyersでは顧客のニーズにこたえて、南アジアプラクティスを強化し、南アジアに常駐する日本人弁護士と現地提携事務所の弁護士が協働する形で、きめこまやかなリーガルサービスを提供する体制を、南アジア5か国（インド・バングラデシュ・スリランカ・パキスタン・ネパール）で整えています。

Firm Members

志村 公義	南アジア代表弁護士（日本法）
山田 薫	パラリーガル
Pankaj Singla	インド代表弁護士（インド法）
Abhishek Bansal	弁護士（インド法）
Yashi Goel	アソシエイト（インド）
Koyal Wadhwa	アソシエイト（インド）
Priya Sharma	アソシエイト（インド）
Omar H. Khan	バングラデシュ代表弁護士（バングラデシュ法）
Mohammad Qasim Qureshi	パキスタン代表弁護士（パキスタン法）
Sheikh Danish Iftikhar	弁護士（パキスタン法）
Narayan Chaulagain	ネパール代表弁護士（ネパール法）
Lekha Bhattarai	弁護士（ネパール法）

南アジア・メンバー・ファーム員数：25名
(2023年1月1日時点)

オーストラリア／ニュージーランド メンバー・ファーム

Australia/New Zealand Member Firm

連絡先

Tel +61 2 8074 7400

Email miki.kato@oneasia.legal

Address LegalVision Pty. Ltd.
Head Office (Sydney) 100 Harris Street Pyrmont NSW 2009
Melbourne Level 27 South Tower, 525 Collins Street Melbourne VIC 3000
Brisbane Level 23, 127 Creek Street Brisbane QLD 4000
Perth Level 29, 221 St Georges Terrace Perth WA 6000
Auckland, New Zealand 41 Shortland Street, Auckland 1010



オーストラリア、ニュージーランドは、世界有数の資源国であり、多くの商社、電力会社、ガス会社などのエネルギー会社、各種メーカーなどが活発に事業を行っています。また、資源セクター以外でも、幅広い分野において主要先進国の中でもトップレベルの経済成長率を誇っており、金融サービス、食料品、農業・牧羊業、自動車、機械、不動産などの成長著しい産業に、多くのグローバル企業・日本企業がビジネスを展開しています。

オーストラリア、ニュージーランドのいずれの法域も、安定した政治、コモン・ローの透明度の高い法律・司法制度、比較的緩やかな外資規制などを背景に、近年の規制緩和、市場の自由化、公的機関の民営化など大胆な構造改革によってさらに投資が増加しており、多くのグローバル企業・日本企業が、東京・シンガポールなどの統括会社を通

じて、オーストラリア・ニュージーランドのマネージメントを行っています。

One Asia Lawyersのオーストラリア・ニュージーランドのメンバーファームはLegal Visionです。Legal Visionは数々の賞を受賞した総合法律事務所で、オーストラリア、ニュージーランドの様々な産業の企業、大企業、新興企業を支援しています。また、オーストラリア法の資格を有し法務経験を有する日本人の専門家がサポートを行っています。このようにOne Asia Lawyersオーストラリア・ニュージーランドでは、経験豊富で専門的なオーストラリア弁護士とコモン・ローの法域に資格を有する日本人弁護士が協働してオーストラリア、ニュージーランドに進出する企業のために模範的なアドバイスを提供しております。

Firm Members

加藤 美紀	弁護士 (オーストラリア法)
Reuben Cher	弁護士 (オーストラリア法)
栗田 哲郎	代表弁護士 (シンガポール法・日本法・アメリカNY州法)
Emmanuel Giuffre	弁護士 (オーストラリア法・ニュージーランド法)
Jill McKnight	弁護士 (オーストラリア法・ニュージーランド法)
Emma Jervis	弁護士 (オーストラリア法)
James True	弁護士 (オーストラリア法)
Kirstin McKnight	弁護士 (オーストラリア法・ニュージーランド法)
Georgina Toomey	弁護士 (オーストラリア法・ニュージーランド法)
Paul Wright	弁護士 (オーストラリア法)
Rebecca Jones	弁理士 (商標) (オーストラリア法、ニュージーランド法)
Rebecca Wood	弁護士 (オーストラリア法)
Anthony Satti	弁護士 (オーストラリア法)
James Schoeffer	弁護士 (オーストラリア法)
Yin Chiew	弁護士・登録移民法務士 (オーストラリア法)
Jodie Thomson	弁護士 (オーストラリア法)
Sophie Mao	弁護士 (オーストラリア法・ニュージーランド法)
Gemma Abbey	弁護士 (オーストラリア法)
Alexandra Perry	弁護士 (オーストラリア法・ニュージーランド法)
Helen Young	弁護士 (オーストラリア法)
Sarah Aldersley	弁護士 (オーストラリア法)
Tuhina Mukhraiya	弁護士 (オーストラリア法・ニュージーランド法)
Kristine Biason	弁護士 (オーストラリア法)
Jennifer Hilmer	弁護士 (オーストラリア法)
Joel Hayden	弁護士 (オーストラリア法)
Lesly Ann Cho	弁護士 (オーストラリア法)
Robert Nay	弁護士 (オーストラリア法)
Chris Elias	弁護士 (オーストラリア法)
Corinne Whelan	弁護士 (オーストラリア法)
Bianca Reynolds	弁護士 (オーストラリア法)
Lindsay Zeloof	弁護士 (オーストラリア法)
Peter Dojlida	弁理士 (特許) (オーストラリア法)
Andrew Barr	弁理士 (商標) (オーストラリア法)
Charlotte Hale	弁護士 (オーストラリア法)
Vanessa Swain	弁護士 (オーストラリア法)
Sian McLachlan	弁護士 (オーストラリア法)
Matthew DeRusha	弁護士 (オーストラリア法)
Olivia O'Brien	弁護士 (オーストラリア法)
Andrew Farah	弁護士 (オーストラリア法)
Amelia Bowring Stone	弁護士 (オーストラリア法)
Lauren McKee	弁護士 (オーストラリア法・ニュージーランド法)
Astrid Rivalland	弁護士 (オーストラリア法)
David Kerr	弁護士 (オーストラリア法)
Ingrid Wright	弁護士 (オーストラリア法)
Robert Chen	弁護士 (オーストラリア法)
Joel George	弁護士 (オーストラリア法)
Julia Simonovska	弁護士 (オーストラリア法)
Cameron Graf	弁護士 (オーストラリア法)
Jessica Anderson	弁護士 (オーストラリア法)
Sophie Joselyn	弁護士 (オーストラリア法・ニュージーランド法)
Sahil Verma	弁護士 (オーストラリア法)

Graci Chen	弁護士 (オーストラリア法・ニュージーランド法)
Gerardus Elwell	弁護士 (ニュージーランド法)
Kathryn Wallace	弁護士 (ニュージーランド法)
Miles Guggenheimer	弁護士 (オーストラリア法)
Jessica Anderson	弁護士 (オーストラリア法)
Simon Hillier	弁護士 (オーストラリア法)
Nina Vanderlaan	弁護士 (ニュージーランド法)
Blythe Dingwall	弁護士 (オーストラリア法)
Dickson Wu	弁護士 (オーストラリア法)
Christopher Parker	弁護士 (オーストラリア法)
Sarah Roberts	弁護士 (オーストラリア法)
Silje Andersen-Cooke	弁護士 (オーストラリア法)
Sophie Pemberton	弁護士 (オーストラリア法・ニュージーランド法)
Akshaya Sivakumar	弁護士 (オーストラリア法)
Atticus Saunders	弁護士 (オーストラリア法)
Thomas Linnane	弁護士 (オーストラリア法)
Angelo Mazzone	弁護士 (オーストラリア法)
Annalise Catania	弁護士 (オーストラリア法)
Caroline Snow	弁護士 (オーストラリア法)
Natasha Naude	弁護士 (オーストラリア法)
Angie Lum	弁護士 (オーストラリア法)
May Preedeesanit	弁護士 (オーストラリア法)
Chloe Widmaier	弁護士 (オーストラリア法)
Ushna Bashir	弁護士 (オーストラリア法)
Julia White	弁護士 (オーストラリア法)
Olivia O'Rourke	弁護士 (オーストラリア法)
Michaela O'Connor	弁護士 (オーストラリア法)
Stephen Drysdale	弁護士 (オーストラリア法)
Zoe Mahon	弁護士 (オーストラリア法)
Aaron Donato	弁護士 (オーストラリア法)
Kevin Ashby	弁理士 (特許・商標) (オーストラリア法)
Nigel Chen-Tan	弁理士 (特許) (オーストラリア法)
Karthiha Kailasanathan	弁護士 (オーストラリア法)
Karlle Post	商標アシスタント
Ashton Sesel	弁護士 (オーストラリア法)
Harmanjot Kaur	弁護士 (オーストラリア法)
Kaku Caro	弁護士 (オーストラリア法)
Shauna Ng	弁護士 (オーストラリア法)
Jasmine Andrews	弁護士 (オーストラリア法)
Sarah Coningham	弁護士 (オーストラリア法)
Saya Hussain	弁護士 (オーストラリア法)
Amelia Diskoros	弁護士 (オーストラリア法)
Emma Bucholtz	弁護士 (オーストラリア法)
Hanin Naji	弁護士 (オーストラリア法)
Olivia Locascio	弁護士 (オーストラリア法)
Michelle Yang	弁護士 (オーストラリア法)
Shiryn Hagh	弁護士 (オーストラリア法)
Samantha Cobcroft	弁護士 (オーストラリア法)
Stephanie Mee	弁護士 (オーストラリア法)
Millie Doran	弁護士 (オーストラリア法)
Tim Jones	弁護士 (オーストラリア法)
など	

オーストラリア／ニュージーランド
メンバー・ファーム員数：105名
(2023年1月時点)

日本メンバー・ファーム

Japan Member Firm

弁護士法人 One Asia

東京オフィス／Tokyo Office

連絡先

Tel +81-3-6550-9000 **Fax** +81-3-6550-9905
Email yoshiro.tsuchitori@oneasia.legal / tetsuo.kurita@oneasia.legal
Address 弁護士法人 One Asia
〒100-6031 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング31階



大阪オフィス／Osaka Office

連絡先

Tel +81-6-6311-1010 **Fax** +81-6-6311-1017
Email satoru.ezoe@oneasia.legal
Address 弁護士法人 One Asia 大阪オフィス
〒530-0047 大阪市北区西天満4-4-18 梅ヶ枝中央ビル403



福岡オフィス／Fukuoka Office

連絡先

Tel +81-92-600-0194 **Fax** +81-92-600-0195
Email tomonari.koshiji@oneasia.legal
Address 弁護士法人 One Asia 福岡オフィス
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-5-19 サンライフ第3ビル6階



京都オフィス／Kyoto Office

連絡先

Tel +81-75-662-8667 **Fax** +81-75-662-8865
Email takashi.watanabe@oneasia.legal
Address 弁護士法人 One Asia 京都オフィス
〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町43
サラメルクリオ アルチボ A204



ASEAN・南アジア・オセアニアに進出ないし投資等の事業活動を行う企業としては、これら各国の法律や規制を把握しておくだけでなく、これらの事業活動に関する経営判断が日本法に基づいても合理的なものであるかを検討・把握しておく必要があります。また、日本との関係性が深化しているこれらの地域からの投資も増加しているところです。

One Asia Lawyers日本メンバーファームである弁護士法人One Asiaは、東京、大阪、福岡、京都の各都市にオフィスを構え、日本チームとして、日本各地の企業からの依頼に対して、ASEAN・南アジア・オセアニアの各One Asia Lawyersメンバーオフィスと連携しながら、クロス

ボーダーの案件を取り扱うことはもちろん、国内外のあらゆるビジネス法務分野における「ワンストップ・サービス」を提供いたします。弁護士法人One Asiaには、海外企業の買収を含む海外進出案件、海外現地法人などにおける企業不祥事案件、海外紛争案件などのクロスボーダー業務、インフラ関係案件において豊富な経験と実績を有する弁護士が所属し、M&A、会社法関連、労働法関連、建設・不動産、事業再生・倒産処理、アジア・オセアニア進出、ファイナンス・知財、訴訟・仲裁その他の紛争解決等の幅広い分野のリーガルニーズにお応えしてまいります。

Japan Firm Members

土取 義朗	東京オフィス代表パートナー (日本法)	村上 暢昭	パートナー弁護士 (日本法)
江副 哲	大阪オフィス代表パートナー (日本法)	橋本 有輝	パートナー弁護士 (日本法)
越路 倫有	福岡オフィス代表パートナー (日本法)	森 和孝	パートナー弁護士 (日本法)
渡邊 貴士	京都オフィス代表パートナー (日本法)	増田 浩之	パートナー弁護士 (日本法)
松宮 浩典	パートナー弁護士 (日本法)	吉田 重規	パートナー弁護士 (日本法)
水関 寿量	パートナー弁護士 (日本法)	佐野 和樹	パートナー弁護士 (日本法)
國分 吾郎	パートナー弁護士 (日本法)	松谷 亮	パートナー弁護士 (日本法)
古田 雄哉	パートナー弁護士 (日本法)	嶋原 洋平	パートナー弁護士 (日本法)
難波 泰明	パートナー弁護士 (日本法)	齋藤 彰	顧問・カウンセラー
山田 博貴	アソシエイト弁護士 (日本法)	友藤 雄介	外国弁護士
小出 将夫	アソシエイト弁護士 (日本法)	Farhatun Najad Binti Zulkipli	外国弁護士
南 純	アソシエイト弁護士 (日本法)	Sitompul Prisilia	外国弁護士
朝倉 由美	アソシエイト弁護士 (日本法)	Cainday Jennebeth	外国弁護士
畑 友広	アソシエイト弁護士 (日本法)	Clarence Chua Min Shieh	外国弁護士
川島 明紘	アソシエイト弁護士 (日本法)	Zhen Hung Heng	外国弁護士
山本 博人	アソシエイト弁護士 (日本法)	Reuben Cher	外国弁護士
志村 公義	パートナー弁護士 (日本法)	黄 秀仁 (ファン・スイン)	バラリーガル
伊奈 知芳	パートナー弁護士 (日本法)	小原 英里子	バラリーガル
藤原 正樹	パートナー弁護士 (日本法)	佐藤 鈴誉	バラリーガル

日本メンバー・ファーム員数：38名
(2023年1月1日時点)

MEMO

Lined area for notes on page 25.

MEMO

Lined area for notes on page 26.



ONE **ASIA** LAWYERS

www.oneasia.legal